

NPO 法人住まいのホームドクター／設計者の会
460-0017 名古屋市中区松原 1-17-6 朝日軒ビル3階

HD ニュース

No. 53
2017. 10. 15

今後の予定／於：事務所会議室

10月17日(火)18:00～ 相談委員会
10月17日(火)19:00～ 研修会
10月19日(木)18:30～ 木造技術研究会
11月2日(木)18:00～ 三役会
11月16日(木)18:30～ 木造技術研究会
11月21日(火)18:00～マンション・ビル大規模修繕研究会

総会を終えて

副理事長 森 登

第13期通常総会が10月12日に開催されました。例年通りの第1号議案、第2号議案の承認後、第3号議案の①②③について協議が行われ、承認されました。内容については、後日事務局から会員の皆さんのもとに議事録が配信されますので、ご一読ください。

議事録にはおそらく掲載されないと思いますが、総会に関連して重要なことについて報告させていただきます。

●皆様のお手元に届いた総会開催の案内は、9月20日に事務局から送付されましたので、定款上は支障ありません。ですが委員会・研修会などの写真を入れるとか工夫は無いのでしょうか？毎年殺風景な「お振込」のお願いだと思います。これでは「会費をお願いします」になっていない・・・とは思いませんか？

総会開始の3日前に再度送付された総会資料には、協議事項の詳しい内容について記載がありませんでした。会員の皆さんは、「インスペクターの何について協議するの？」「インスペクター以前にそもそも協議することがあるのでは？」「その他委員会については如何するの？」など等思われたのではないのでしょうか。例年通り不親切な案内でした。

総会前の理事会では「13期は～～する」の内容を明らかにしつつ、総会資料と共に会員の皆様に案内することも議論していました。しかし議事録と共に総会資料が配信されたのは、前日の夕刻でした。案内の不備を受けて、定款違反の可能性があり、総会延期を訴える理事がお見えでしたが、理事長の判断により「定款上の違反は無い」ということで、総会は予定通り開催されました。

●総会では、事務局から総会案内についての釈明はありませんでした。事前の理事会では、協議事項の

明確化以外に、賛助会員の方々に総会へ出席いただけるよう事務局からお誘いすることになっていました。しかし事務局は9日の案内のみで、特に何もしなかったとのことでした。

今回の不手際・配慮不足を受けて11月の三役会では、事務局から今後に向けての「工夫が出る」とのことですから検討します。しかし「後手後手に回った対応では問題が有り」と言わざるを得ません。12期では役員会・三役会の都度、会員の皆さんに失礼が無いように・会員サービスが重要と行ってきましたが、結果今回も例年と似たような状況となりました。

●ホームドクターニュースの発行期日が守られず、その点については事務局から「お詫び」がありました。しかしその原因については何も釈明が無く、更に「今年度は如何する」という説明はありませんでした。そもそも原稿作成は会員皆さんの仕事都合によりますから、入稿遅れについてはやむを得ない面があります。しかしそれを承知の上での手配であるべきです。入稿の足並みが揃わず遅れることになりました。これではせっかく期日を守って入稿いただいた会員の方に失礼です。出版を名乗る者が担当しているにもかかわらずなぜこのようなことになるのでしょうか？13期は各号のテーマを決め、原稿依頼スケジュールを立て、各号のタイムスケジュールを管理する必要があります。発行回数を見直すべきかもしれません。

●退会後数年経っている旧会員の方から「いまだにメールの配信や会員の配信があり、削除を」との依頼がありました。事務局としては「興味ありそうな研修会に参加してもらうため、本人確認の上削除しなかった」とのことです。であれば年度ごとにご本人の意向を確認すべきです、誤解を生じさせるのは

良くない。13期は改善します。当NPOが、会員皆様のご理解の上、会費を伴って成立している以上、会員サービスに努める・失礼が無いようにするのは当然です。

事務局がどのように捉えているか、きちっとした説明が無いまま、13期が始まってしまいました。11月の三役会で問題点を揉み尽くす必要があります。更に具体的にどうするかの手立てを講じる必要があります。

12期を見る限り「事務局のころ、ここに在らず」が見え隠れしていたと、当方は捉えています。本来であれば事務局がきちっとした説明文を掲載すべきですが、そのウゴキが無いので、あえて当方が現状をお伝えさせていただきます。

会員数激減を踏まえ、今のような事務局を維持すべきかも含め、NPOの運営について皆様からのご意見・ご提案をお待ちしております。

耐震補強と制震

理事 片山繁行

2000年に木造の耐震基準が大きく変わりました。そのため、2000年以降のものを「新耐震設計」と言ったりしています。それは、阪神大震災の教訓として、耐震壁の適正配置（4分割法）と補強金物の具体化でした。昨年の熊本地震でも、1981年～2000年の木造住宅（建物）と2000年以降の無被害率（旧耐震5.1% 新耐震20.4% 新耐震61.4%）を見れば、明らかです。

今回、1985年新築の木造住宅の耐震診断と耐震補強の依頼を受けました。耐震診断（Wee12）では、「0.37」という結果になりました。屋根を軽く、外壁に構造用合板を張るなどの補強設計により、耐震診断「1.09」を提案しました。依頼者は、熊本地震の繰り返し地震を心配しているため、さらに「制震」の提案をすることにしました。

そこで、各種の制震装置を調べました。大きく2通りの制震装置があります。筋違いの使用のもの（製品によっては、壁耐力の認定があるもの）と類杖的に使用するオイル系のダンパーのものです。各製品とも効果を図る構造計算を行うサービス（無料）がついていました。

結論としては、類杖的ダンパー制震装置が耐震補修ではよく、筋違い状のものは、新築にはよいが、耐震補強ではよくないことがわかりました。理由は、製品にもよりますが、筋違いの制震装置では、基礎・土台部分に30KNの強さが必要になり、補修では基



㈱プロジット「ウインダンパー」HPより

礎・土台部分まで、改造する必要があるからです。今回採用の制震装置メーカーでは、効果を調べるのに、「限界耐力計算」を使用します。耐震補強後診断で、「1.30」ダンパーを使用後では、「1.76」となりました。費用は30万円（製品代+取り付け費用）です。

私の会社では、木造の構造計算（許容応力度計算）を10年前（2007年4月）からしていますが、制震装置の採用で、木造の「耐震＝限界耐力計算」を制震装置の会社にしてもらうことも別の観点や、繰り返し地震に対し、大事であることを再認識しました。